

和 議 第 6 6 号

令和4年11月 7日

和光市長 柴崎光子 様

和光市議会議長 齊藤克己

和光市特別職報酬等審議会の開催について（依頼）

昨今、市議会議員は、地方分権の進展や住民ニーズの複雑化・多様化といった時代の変化に伴い、これまで以上に広範囲かつ専門性といった能力が必要不可欠となっています。また、より良い市政運営と市民福祉の向上のため、市議会議員は市民の代表として地方自治の進展により、定例議会はもちろんのこと、議会外においても議員活動に費やす時間も増加しています。

本市議会においては、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を設置し35回に亘る審議をするなど、市議会議員の職責もこれまで以上に重くなってきており、行財政運営のチェック機関としての役割を十分に果たすためには、議会制度や運営の在り方の改革に加え、活動に専念できる環境づくりと幅広い人材の確保の選出が必要となります。

ついては、和光市議会議員としての役割と職責の重さにふさわしい報酬額となるよう、次のとおり和光市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条第4号（議員報酬月額）及び第5条第2項（期末手当の支給率）の見直しについて、和光市特別職報酬等審議会を開催し審議していただきますようお願い申し上げます。

1 議員報酬（月額）について

本市の議員報酬については、昭和45年の市制施行後、ほぼ毎年増額がなされてきましたが、平成10年以降は、長らく報酬の改定が抑制されてきた（その間の引上額が1万円に留まった）結果、埼玉県内40市中下から2番目となっています。ついては、近隣市である朝霞市、志木市及び新座市や人口規模等が同程度の類似団体並みの報酬月額となるよう見直しをお願いいたします。

2 期末手当の支給割合について

本市の期末手当の支給割合については、埼玉県内最下位の3.30となっています。埼玉県内においては、支給割合を人事院勧告に準じて期末手当及び勤勉手当を合算している市がほとんどであることから、他市と同様、人事院勧告に準じた支給割合となるよう見直しをお願いいたします。

3 見直しの時期について

見直しの時期については、議員活動に専念できる環境をつくることにより、幅広い人材を確保できると考えられることから令和5年の和光市議会議員選挙の改選前に見直しをできるように令和5年度当初予算計上に間に合うよう配慮をお願いいたします。

なお、今後については、原則として4年毎の市議会議員任期満了前に報酬等審議会を開催していただき、その時期における社会経済情勢や人事院勧告などを踏まえ、見直しの検討をお願いいたします。

以上